別紙１

仕　様　書

１　修　繕　名　　細江公衆便所大便器修繕

２　修繕場所　　下関市細江町一丁目９番

３　修繕期間　　契約締結日から令和９年３月２６日まで

４　修繕内容　　細江町公衆便所の大便器を取替えるもの。
詳細は別紙 図面のとおり。

５　提出物

（１）修繕完了通知書　　１部

（２）業務写真　　１部

６　その他

（１）本修繕の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。また、関係法令等により官公庁に必要な申請及び報告がある場合は受託者にて行うこと。

（２）作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害等の発生がないよう危険防止対策を行うこと。

（３）実施日時、作業要領、資材の搬入及び置場等については、車両通行に支障が生じないように計画し、市と協議の上で決定すること。また、資材調達及び現場施工の迅速な完成に努めること。

（４）既存物件等への損傷等の防止に努めること。また、損傷等が生じた場合は、受託者負担により速やかに復旧すること。

（５）本仕様書に明記されていない事項でも、業務の性質上必要となるものは、受託者負担にて実施すること。

（６）別紙３特記仕様書（環境編簡易）及び別紙４下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。

（７）本仕様書等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。